静岡県企業職員の服務の宣誓に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年3月31日

静岡県公営企業管理者 企業局長 望月 誠

改正後

企業局訓令第2号

静岡県企業職員の服務の宣誓に関する規程の一部を改正する規程

改正前

静岡県企業職員の服務の宣誓に関する規程(昭和42年事業部訓令第2号)の一部を次のように改正する。

(上級公務員の指定)		(上級公務員の指定)
第1条 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和		第1条 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和
26年静岡県条例第19号。以下「条例」とい		26年静岡県条例第19号。以下「条例」とい
う。) 第2条の規定による上級の公務員とは、		う。) 第2条の規定による上級の公務員とは、
次の表の区分による。		次の表の区分による。
新たに職員となつた者	上級の公務員	新たに職員となつた者 上級の公務員
本庁の職員	(略)	本庁の職員 (略)
(次長、局参事、局理		(次長、局参事、局理
事、課長、課参事、課技		事、課長、課参事、課技
監、新プロジェクト推進		監、課長代理、局付主
<u>室長、</u> 課長代理、局付主		幹、班長、主幹、検査
幹、班長、主幹、検査		監、班長代理、副班長、
監、班長代理、副班長、		局付主査、主査及び主任
局付主査、主査及び主任		を除く。)
を除く。)		
(略)		(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。